

第2章

平成24年度新規事業

1 医療安全支援センターの開設

(1) 目的

市民が抱える医療への不安や苦情、相談等に対応するとともに、医療機関や市民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を行うため。

(2) 対象

市民（患者）、医療従事者、医療関係機関

(3) 内容

「医療安全相談窓口」における患者・住民からの医療に関する苦情や相談対応
医療安全の確保に関する情報の収集・提供
医療連携推進協議会への参加
医療安全に関する研修会の開催(平成25年度以降)

(4) 方法

相談員（看護師、歯科衛生士）による電話相談
ホームページ等への医療安全情報の掲載
医療連携推進協議会への相談内容等報告（患者の声の反映）

(5) 実績

平成24年度医療安全相談窓口における相談実績 392件

2 食品中放射性物質検査

(1) 目的

市内で提供する給食（小・中学校、保育園、幼稚園）の放射線測定を行い、食の安全・安心に寄与する。

(2) 対象

市内で提供される給食

(3) 内容

市内で提供される給食を保健所へ運び、放射線測定を行う。結果はホームページに公表する。

(4) 方法

消費者庁から貸与された測定機器を使用して測定する。
給食を丸ごと測定することとし、自然放射線量の影響を除いて測定結果を出す。

(5) 実績

559件の給食を測定。すべて検出限界値以下。

3 特定不妊治療費助成事業

(1) 目的

高額な医療費を要する特定不妊治療について、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため。

(2) 対象

- ① 「東京都特定不妊治療費助成事業」による助成の承認決定を受けた方
1回の治療に15万円を超える費用がかかった方。
*ただし平成24年4月以降に治療終了した方。
- ② ①の決定を受けた方で治療開始時から助成申請時まで、引き続き市内に住所を有する方。
- ③ 他の市区町村で同じ治療に対して助成を受けていない夫婦（都事業を除く）

(3) 内容

助成金は1回5万円までを限度に1年度目は年3回、2年度目以降は年2回まで助成。
(通算5年間・10回が上限)
ただし、治療にかかった費用から「東京都特定不妊治療費助成事業」で受けた助成金を差し引いた額が5万円に満たない場合はその額。
*保険診療分、文書作成料は対象外

(4) 方法

助成金を受けようとする申請者は、治療1回ごとに「八王子市特定不妊治療費助成金交付申請書」に、「八王子市特定不妊治療費助成金請求書」、「支払金口座振替依頼書」、振込先口座を確認できるもの（通帳等）、東京都へ提出した「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し、東京都が交付した「特定不妊治療費助成承認決定通知書」の写し、受診等証明書に記載された不妊治療にかかる領収書の写しを添えて、東京都の助成承認決定後6ヶ月以内に市長あてに申請する。申請書の提出後、保健所にて内容を審査し、交付を決定した時は、「八王子市特定不妊治療費助成金交付決定通知書」により通知する。
なお、同一申請者に対し、1年度目は年3回、2年度目以降は年2回、通算5年間、10回を限度としている。

(5) 実績

申請者	184人
申請件数	288件
助成額	14,140,151円

4 八王子市在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

(1) 目的

八王子市が実施する災害時の要援護者対策のうち、とりわけ緊急性・特殊性が高い在宅の人工呼吸器使用者に対し、在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成し、災害時の被害を最小限にとどめることを目的とする。

(2) 対象

八王子市に住所を有する難病患者、重症心身障害児、その他、在宅で人工呼吸器を使用している方

(3) 内容

支援計画は、次の項目について在宅人工呼吸器使用者の状況に応じた個別支援計画を策定する。

- ①災害時に備えて準備しておくもの
- ②停電
- ③停電が長引きそうな場合
- ④地震
- ⑤風水害
- ⑥関係者連絡リスト
- ⑦緊急時の医療情報連絡票(在宅人工呼吸器使用者用)

(4) 方法

- ①市が把握する在宅人工呼吸器使用者または家族に対し、保健所職員が計画書作成の同意書を得る。
- ②平成24、25年度は、市と委託契約を結んだ訪問看護ステーションに依頼をする。
- ③患者宅を訪問し、支援計画を策定する。
- ④支援計画書は、保健所の担当所管のほか、患者、関係機関等において保管し、情報を共有する。

(5) 実績

平成24年度 個別支援計画策定 6名